

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年6月17日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本新薬株式会社 代表取締役社長 中井 亨			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	64台	0台	0台	64台
	冷蔵機器及び冷凍機器	-台	-台	-台	-台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	-	キログラム	-	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・本社地区構内で管理しているエアコンのうち、7.5kw以上においては3年に1回の点検を実施し、異音等の不良が無いかを確認している。（7.5kw以下の機器は3か月に1回、目視による簡易点検を実施している。） ・点検結果報告書については、指定のファイルに保存を行い、いつでも閲覧出来るように文書庫に収められている。			
	廃棄時	本社地区構内の第一種特定製品の廃棄時には、第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようにしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	本社地区構内で管理しているエアコンのうち、7.5kw以上においては3年に1回の点検を実施し、異音等の不良が無いかを確認した。			
	廃棄時	充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されていることを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入するようにしている。				
特記事項	該当機器のうち、7.5kw以上のエアコンに限る。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。